介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用約款

（約款の目的）

第１条　介護老人保健施設　大森平和の里（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第２条　本約款は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出したのち、令和 8 年 10 月 1 日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

２　利用者は、第４条又は第５条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙１、別紙２、別紙３（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

（身元引受人）

第３条　利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

①　行為能力者（民法第２０条第１項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

②　弁済をする資力を有すること。

２　身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額５０万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

３　身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

①　利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

②　通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

４　身元引受人が第１項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第１項但書の場合はこの限りではありません。

５　身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

第４条　利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第２項の場合も同様とします）。

２　身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

３　利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

（当施設からの解除）

第５条　当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除することができます。

①　利用者が要介護認定において自立と認定された場合。

②　利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合。

③　事業者は、利用者又は身元引受人（保証人）が以下の各号のいずれかに該当する場合、利用者に対し一定の猶予期間（90 日以上）を定めた上で催告し、なお是正されないときは、本契約を解除することができます。

２ 利用者又は身元引受人が、利用料その他の費用を正当な理由なく通算して 3 か月分以上滞納し、督促を行ったにもかかわらず支払わないとき。

３ 利用者又は身元引受人が、本契約及び遵守事項に著しく違反し、当施設の継続的な運営並びに他の利用者へのサービス提供に重大な支障を及ぼしたとき。

４ 利用者又は身元引受人が、事業者や当施設職員、他の利用者等に対して著しい信義違反行為（重大なハラスメント行為、暴言・暴力等）を行い、相互の信頼関係を継続しがたい状況に至ったとき。

本規定にかかわらず、生活保護の申請中である場合や、一時的な経済的困窮等について事前に事業者への申し出及び支払計画の協議がなされている等、やむを得ない特別な事情があると事業者が認めた場合は、解除の時期を猶予し、又は協議を行うものとします。

本契約を解除する場合、事業者は解除日の９０日前までに、利用者及び身元引受人に対して書面により通知します。

④　利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合。

⑤　第３条第４項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。

⑥　天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

（利用料金）

第６条　利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙２の利用単

位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2　当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月中頃までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。

3　当施設は、利用者又は身元引受人から、１項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

（記録）

第７条　当施設は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後２年間保管します。（診療録については、５年間保管します。）

2　当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。

3　当施設は、身元引受人が第１項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

4　前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

5　当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第１項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

（身体の拘束等）

第８条　指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておく。なお、当該記録は、２年間保存しなければならない。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第９条　当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙３のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

①　サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。

② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第 10 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力病院での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第 11 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力病院又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前２項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第 12 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第 13 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（カスタマーハラスメントの防止・対応）

第 14 条

１．基本方針

当施設は、利用者およびそのご家族等（以下「利用者等」という）に対し、適切な介護サービスを安全かつ円滑に提供するよう努めます。同時に、当施設で働く職員の尊厳と安全を守り、健全な就労環境を維持するため、利用者等からのカスタマーハラスメント（理不尽な要求や悪質な迷惑行為）を許容いたしません。

２．禁止事項

利用者等は、当施設の利用およびサービス提供に際し、以下の行為を行ってはならないものとします。

① 職員に対する暴力、不当な不法行為、身辺への脅迫、または名誉毀損行為

② 大声での威圧、暴言、侮辱、不当な長時間の拘束・説教等による著しい業務妨害
③ 性的な言動、身体への不必要な接触、盗撮その他のセクシュアルハラスメント行為
④ 契約範囲を超えた過剰・不当なサービスの強制、または法令・倫理に反する要求
⑤ その他、職員の尊厳を傷つけ、安全な介護サービスの提供を困難とする重大な迷惑行為

３．相談窓口・プライバシー保護

当施設は、ハラスメント事案に関する相談窓口（内部窓口および指定の外部窓口）を設置し、迅速かつ適切に対応します。相談者や関係者のプライバシーおよび秘密は厳守され、ハラスメントの相談・申告を理由とした不利益な取扱いを行うことはありません。

４．事案の対応・記録および再発防止

① 当施設は、ハラスメント行為が発生した場合またはその恐れがある場合、正確な事実関係を記録・保存し、原因の分析を行います。
② 必要に応じて、担当職員の配置転換、研修の実施、防犯体制の整備などの再発防止策を講じます。

５．利用契約の解除等

利用者等による行為が前項各号の禁止事項に該当し、是正の催告にもかかわらず改善が見られない場合、または安全なサービス提供の継続が著しく困難であると認められる場合は、当施設は本契約を解除し、入所を終了させることができるものとします。また、悪質と判断される場合は、関係機関（警察・自治体・弁護士等）へ通報・相談を行う体制をとります。

（利用契約に定めのない事項）

第 15 条　この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

＜別紙１＞

介護老人保健施設大森平和の里　通所リハビリテーションのご案内

１．施設の概要

（１）施設の名称等

・施設名　　介護老人保健施設　大森平和の里
・開設年月日　　平成１６年４月１日
・所在地　　東京都大田区大森本町１丁目７番地６号
・電話番号　　03-3767-7512　　・ファックス番号　　03-3767-7513
・通所直通電話番号　03-5471-6991
・管理者　　日下部　光司（医師）
・施設長　　石田　千尋（主任介護支援専門員）
・介護保険指定番号　　介護老人保健施設（1357081219 号）

（２）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、１日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を１日でも長く継続できるよう、(介護予防短期入所療養介護) や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

［介護老人保健施設　大森平和の里の運営方針］

「利用者の意思と人格を尊重し、個々にあったリハビリテーション、常に明るく家庭的な介護、公平な医療と看護を提供出来る様支援します。」

（３）通所リハビリテーションの職員体制

	人数
・管理者・医師	１人（兼務）
・看護職員・介護職員	3.6 人以上
・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	0.4 人以上（兼務）
・栄養士又は管理栄養士	１人以上（兼務）
・歯科衛生士（または言語聴覚士・看護師）	実情に応じ１名以上
・事務職員	実情に応じた数

（４）通所定員　　３０名

２．サービス内容

① 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
　昼食　１１時４５分～１２時３０分
③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。（ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭、着替えのみ、または中止となる場合があります。）
④ 医学的管理・看護
⑤ 介護
⑥ リハビリテーション
⑦ 相談援助サービス
⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
⑩ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
⑪ 主治医、介護支援専門員、地域包括支援センター、他サービス事業所等との連絡調整
⑫ その他
　＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

３．協力病院等

当施設では、下記の協力病院に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力病院
　１．名　称　　社会医療法人財団仁医会　牧田総合病院
　　所在地　　東京都大田区西蒲田８丁目２０番地１号
　２．名　称　　医療法人社団　静恒会　本多病院
　　所在地　　東京都大田区東矢口１丁目１７番地１号
・協力病院（歯科口腔外科）
　・名　称　社会医療法人財団仁医会　牧田総合病院　歯科口腔外科
　・所在地　東京都大田区西蒲田８丁目２０番地１号

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

４．施設利用に当たっての留意事項

・　施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事やお菓子等の持ち込みはご遠慮いただきます。
・　飲酒・喫煙は禁止です。
・　火気の取扱いについて、マッチ、ライター類は持たない、取り扱いも厳禁です。
・　所持品・備品等の持ち込みは事前に施設の許可を得る必要があります。
・　金銭・貴重品の管理は原則本人管理となりますので、高額、高価なものは持ちこまないで下さい。
・　職員への贈り物はお断りさせていただきます。
・　他利用者への迷惑行為は禁止します。
・　ペットの持ち込みは禁止します。
・　利用者間の金品の授受は禁止します。

５．非常災害対策

・防災設備　　スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知設備、火災通報装置
・防災訓練　　年２回（夜間訓練を想定したもの１回）

６．禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

７．要望及び苦情等の相談

当施設には通所の相談窓口として通所相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話　０３－５４７１－６９９１）

要望や苦情などは、通所相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、１階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

苦情相談窓口：有吉奈良子・涌井研二

その他の苦情窓口

東京都国民健康保険団体連合会：０３－６２３８－０１７７
大田区介護保険課　　：０３－５７４４－１６５５
受付時間：午前８時３０分から午後４時４５分まで（土・日・祝祭日を除く）

８．その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

＜別紙２＞

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について

１．介護保険被保険者証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

２．通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

３．利用料金

（１）通所リハビリテーションの基本料金

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は１日当たりの自己負担分です）

［１時間以上２時間未満］

・要介護１	４１０円
・要介護２	４４２円
・要介護３	４７７円
・要介護４	５０９円
・要介護５	５４５円

［２時間以上３時間未満］

・要介護１	４２６円
・要介護２	４８８円
・要介護３	５５３円
・要介護４	６１６円
・要介護５	６８０円

［３時間以上４時間未満］

・要介護１	５４０円
・要介護２	６２８円
・要介護３	７１４円
・要介護４	８２５円
・要介護５	９３５円

［４時間以上５時間未満］

・要介護１	６１４円
・要介護２	７１３円
・要介護３	８１１円
・要介護４	９３７円

・要介護５　　１，０６３円

［５時間以上６時間未満］

・要介護１　　６９１円
・要介護２　　８２０円
・要介護３　　９４６円
・要介護４　　１，０９６円
・要介護５　　１，２４４円

［６時間以上７時間未満］

・要介護１　　７９４円
・要介護２　　９４４円
・要介護３　　１，０８９円
・要介護４　　１，２６２円
・要介護５　　１，４３２円

［７時間以上８時間未満］

・要介護１　　８４６円
・要介護２　　１，００３円
・要介護３　　１，１６１円
・要介護４　　１，３４９円
・要介護５　　１，５３１円

② 延長加算（1 時間の延長に対して。最大２時間まで）　５６円

③ リハビリテーション提供体制加算: ３時間以上４時間未満　１４円
４時間以上５時間未満　１８円
５時間以上６時間未満　２３円
６時間以上７時間未満　２７円
７時間以上の場合　３１円

④ 入浴介助加算（Ⅰ）　４５円

※通所リハビリテーション利用時間帯によっては、入浴サービスを提供できないことがあります。

⑤ 短期集中個別リハビリテーションの実施：退所又は認定日から３月以内　１２３円

⑥ 若年性認知症受入加算　６７円

⑦ 口腔栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(６月に１回を限度)　６円

⑧ 口腔機能向上加算(Ⅱ)　１７８円

⑨ リハビリテーションマネジメント加算(ロ)：開始月から６月以内　６５９円
：開始月から６月以降　３０３円

⑩ 中重度者ケア体制加算　２３円

⑪ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　１８円

⑫ 科学的介護推進体制加算　４５円

⑬ 送迎減算(事業所が送迎を行わない場合)　－５３円

⑭ 退院時共同指導加算（退院時１回限度）　６６６円

⑮ 介護職員処遇改善加算　Ⅰロ　※円

※介護報酬総単位数に９．７％を乗じ（小数点以下四捨五入)、１１．１を乗じて得られた単位数の１割

（２）介護予防通所リハビリテーションの基本料金

施設利用料（要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は１月当たりの自己負担分です)

①　・要支援１　　２，５１８円

・要支援２　　４，６９３円

② 一体的サービス提供加算　　５３３円
③ 口腔栄養スクリーニング加算(Ⅱ)（６月に１回）　　６円
④ 口腔機能向上加算(Ⅱ)２　　１７８円
⑤ サービス提供体制加算(Ⅰ)：要支援１　　９８円
：要支援２　　１９６円
⑥ 科学的介護推進体制加算　　４５円
⑥　退院時共同指導加算　　６６６円
⑧ 介護職員処遇改善加算Ⅰロ　　※円

※介護報酬総単位数に９．７％を乗じ（小数点以下四捨五入)、１１．１を乗じて得られた単位数の１割

※保険給付の利用料負担が、２割負担の方は２倍に、３割負担の方は３倍になります。
※職員体制の変更等によって、その他算定可能な加算が追加される場合があります。

（３）その他の料金

① 食費　　昼食・おやつ代　　９００円

※なお、(介護予防) 通所リハビリテーション利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。

キャンセル規定：利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金が発生します。

１)ご利用日の前営業日（前日が日曜日の場合は土曜日）午後４時４５分までにご連絡をいだいた場合は無料

２）ご利用日の前営業日午後４時４５分までにご連絡いただかなかった場合は食材費９００円を請求させていただきます。

② その他（利用者の選定する特別な食事の費用等）は、別途資料をご覧ください。

③ 紙パンツ及び尿取りパット

・紙パンツ１枚につき　Ｓサイズ：１６５円／Mサイズ：１８６円／
Ｌサイズ：２０６円／ＬＬサイズ：２２７円

・紙おむつ１枚につき　Mサイズ：１７５円／Ｌサイズ：１８６円

・尿取りパット１枚につき　４２円

（４）支払い方法

・　毎月中頃までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

・　お支払い方法は、原則金融機関口座自動引き落としでお願いしています。それ以外のお支払い方法は応相談といたします。

４．サービスの中止について

（１）天候不順や災害、感染症、職員不足などによりやむを得ずサービスを中止する場合があります。

（２）健康上の理由による中止

①ご本人やご家族の体調等によってはサービスをお断りする事があります。

②当日の健康チェック等の結果、サービス内容を変更または中止することがあります。

③ご利用中に体調が悪くなった場合にはサービスを中止することがあります。

＜別紙３＞

個人情報の利用目的

介護老人保健施設　大森平和の里では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービス
・介護保険事務
・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
　－入退所等の管理
　－会計・経理
　－事故等の報告
　－当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
　－利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等)、 照会への回答
　－利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
　－検体検査業務の委託その他の業務委託
　－家族等への心身の状況説明
・介護保険事務のうち
　－保険事務の委託
　－審査支払機関へのレセプトの提出
　－審査支払機関又は保険者からの照会への回答
・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち
　－医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
　－当施設において行われる学生の実習への協力
　－当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち
　－外部監査機関への情報提供

大森平和の里　公式 LINE

1. 利用目的

以下の目的に限り、施設公式 LINE を通じて連絡を行うことに同意します。

・施設からの案内（行事、面会、災害等）　　・緊急時の連絡

・事務手続に関する個別連絡（日時調整等、必要最小限）

2. 送受信される情報の範囲

原則として個人が特定される医療・介護情報は送信しません。

本人が識別される写真・動画・音声等は、同意がある場合に限り、1 対 1 のチャットのみで最小限の範囲で送信されます。

3. 禁止事項

以下の情報は送信されません：

・氏名と医療・介護情報が紐づく内容　　・入退所情報、事故報告等の個別事案

・個人情報を含むグループ送信

4. 本人確認と登録

初回登録時に、台帳・契約書等と照合し、家族・後見人等としての本人確認を行います。

5. 撤回および受信停止、退出

受信者はいつでも受信停止（オプトアウト）または同意撤回ができます。尚チャットは施設側からは退出できないため、契約終了後には家族・後見人等から退出をお願いします。

6. 保存期間と記録

配信内容・同意記録・承認記録等は所定の保管先に保存され、保存期間経過後は適切に削除されます。

7. 緊急時の例外運用

災害・感染症等の緊急時には、最小限の必要な範囲で個別情報の連絡を行う場合があります。

同意欄

下記内容に同意します：

・施設公式 LINE の利用目的を理解した

・取り扱われる情報の範囲に同意する
・写真・動画・音声送付について：[　　] 許可する　[　　] 許可しない

介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書

介護老人保健施設　大森平和の里の施設（介護予防）通所リハビリテーションを利用するにあたり、介護老人保健施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用約款及び別紙１、別紙２及び別紙３を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年　　月　　日

＜利用者＞
住　　所
氏　　名　　印

＜利用者の身元引受人＞
住　　所
氏　　名　　印

介護老人保健施設　大森平和の里

管理者　日下部　光司　　印

【本約款第６条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏　　名	（続柄　　）
・住　　所	〒
・電話番号	

【本約款第１０条２項緊急時及び第１１条３項事故発生時の連絡先】

・氏　　名	（続柄　　）
・住　　所	〒
・電話番号	